

災害時の放送に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）とシーシーエヌ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時の放送に関し、次のとおり協定書（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、災害時の防災対策又は応急対策の実施上必要がある場合に、甲が、乙に対し放送の依頼をする方法と、その際の対応に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 本協定において、次に掲げる用語の意義は次のとおりとする。

- (1) 「災害」とは、地震、台風、大雨、洪水、雪害、火災、その他の非常事態をいう。
- (2) 「放送」とは、災害時に甲の要請に基づき、乙の放送チャンネルを使用して行う放送をいう。

（放送の依頼）

第3条 甲は、防災対策又は応急対策を実施する上で必要が生じた場合、乙に対し、次の事項を明らかにして書面により放送を依頼するものとする。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

- (1) 放送を依頼する理由
- (2) 放送を希望する内容
- (3) 放送を希望する日時
- (4) 記載事項の問い合わせ先
- (5) その他必要な事項

（放送の対応）

第4条 乙は、甲から依頼された事項に関し、形式、内容及び日時を決定して放送するものとする。

- 2 乙は、前条の規定に関わらず、災害が甲を含めた地域で同時に発生した場合、放送事業者としての判断に基づき放送するものとする。

（連絡責任者及び災害時の緊急連絡先）

第5条 甲及び乙は、第3条に掲げる放送の依頼を円滑に行うため、連絡責任者を置き、災害時の放送に関する協定緊急時連絡先（以下「連絡先交換文書」という。）を用いて、災害時の緊急連絡先を連絡するものとする。

- 2 甲及び乙は、連絡責任者及び災害時の緊急連絡先に変更があった場合は、その都度、連絡先交換文書を用いて、相手方に連絡するものとする。

3 甲及び乙は、1年ごとに連絡責任者及び災害時の緊急連絡先に変更がないか、連絡先交換文書を用いて、確認するものとする。

(放送料)

第6条 本協定に基づく放送に係る放送料は、無償とする。

(有効期限)

第7条 本協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の1月前までに、甲又は乙から、協定終了の申し出がない場合は、さらに1年間その効力を継続するものとし、以後この例によるものとする。

(法令の遵守)

第8条 甲及び乙は、本協定の履行にあたり、関係法令又は監督官庁からの指示に従わなければならない。

(雑則)

第9条 本協定の実施に関し必要な事項は、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

2 本協定の締結をもって、平成17年12月26日に締結した災害時の放送に関する協定は、終了とする。

本協定締結の証として、本書2通を作成し、甲、乙双方の記名押印のうえ各々1通を保管するものとする。

令和元年11月1日

甲
羽島市長

乙
シーシーエヌ株式会社
代表取締役

災害に係る情報発信等に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及びヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、羽島市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、甲が市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して取組みを行うことについて必要な事項を定めるものとする。

（本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、甲が運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、羽島市内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、羽島市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の羽島市内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、羽島市内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 甲が、羽島市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
- 2 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
- 3 第1項に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第3条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第4条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただ

し、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

(本協定の公表)

第5条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

(本協定の期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

(協議)

第7条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲と乙双方の記名押印のうえ各々1通を保有するものとする。

令和2年6月1日

羽島市：

羽島市役所

羽島市長

ヤフー：

ヤフー株式会社

代表取締役

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、公益財団法人羽島市地域振興公社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供（以下「物資の集積」という。）及び住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、物資の集積及び住民等の受入れの対象となる施設は、別表のとおりとする。

(対象物資及び対象者)

第3条 物資の集積の対象となる物資は、食糧、飲料水、設備、備品その他生活必需品等非常災害発生後の生活に必要なものとし、住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、物資の集積及び住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに物資の集積及び住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者の選任)

第5条 乙は、別表の施設における物資の集積及び住民等の受入れの責任者として、あらかじめ指名する職員を選任し、甲へ通知するものとする。

(分担事項)

第6条 物資の集積及び住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 物資の集積の対象となった施設における物資の把握及び管理に関すること。
	(2) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(3) 物資の集積及び住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項	(1) 物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 物資の集積及び住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

- 2 物資の集積及び住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
- 3 甲は、物資の集積及び住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
- 4 物資の集積及び住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

（委任）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

（適用）

第10条 この協定の締結に伴い、甲と乙が平成29年4月1日締結した「非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定」は、廃止する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

甲 羽島市長

乙 公益財団法人羽島市地域振興公社
代表 理事長

別表

物資の集積の対象となる施設及び 住民等の受入れの対象となる施設	羽島市老人福祉センター 羽島市老人福祉センター羽島温泉 羽島市歴史民俗資料館 羽島市文化センター
------------------------------------	---

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と公益財団法人羽島市地域振興公社（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

- (1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員が従事した実績時間を対象とする。
 - (2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。
- 2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。
- 3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年 4月 1日

甲 羽島市長

乙 公益財団法人羽島市地域振興公社
代表 理事長

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定の一部を変更する協定

羽島市（以下「甲」という。）と公益財団法人羽島市地域振興公社（以下「乙」という。）は、平成31年4月1日付けで締結した「非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（別表の変更）

第1条 原協定の別表中「平成31年4月1日」を「令和8年3月1日」に改め、「羽島市老人福祉センター」を削除し、「羽島市文化センター」を「羽島市文化センター及び羽島市立中央公民館」に改める。

（変更の効力発生日）

第2条 この協定は、令和8年3月1日から効力を生ずるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年3月1日

甲 羽島市長 松井 聡

乙 公益財団法人羽島市地域振興公社
代表 理事長 柴田 政行

別表

物資の集積の対象となる施設及び 住民等の受入れの対象となる施設	羽島市老人福祉センター羽島温泉 羽島市歴史民俗資料館 羽島市文化センター及び羽島市立 中央公民館
------------------------------------	---

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、足近コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、足近コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する足近コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている足近コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が足近コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 足近コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と足近コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 足近コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、小熊コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、小熊コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する小熊コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている小熊コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が小熊コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 小熊コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と小熊コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 小熊コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、正木コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、正木コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する正木コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている正木コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が正木コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 正木コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と正木コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 正木コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、竹鼻コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、竹鼻コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する竹鼻コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている竹鼻コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。 (2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。 (2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。 (3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。 (4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。 (5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。 (6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。 (7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

- 第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。
- 2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
- 3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
- 4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が竹鼻コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 竹鼻コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と竹鼻コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 竹鼻コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、竹鼻南コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、竹鼻南コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する竹鼻南コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている竹鼻南コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が竹鼻南コミュニティセンターに

設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 竹鼻南コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と竹鼻南コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長、指導員及び業務員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 竹鼻南コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、福寿コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、福寿コミュニティセンター及び福寿地域交流センターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する福寿コミュニティセンター及び福寿地域交流センターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている福寿コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げ

るとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。 (2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。 (2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。 (3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。 (4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。 (5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。 (6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。 (7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の

負担とする。ただし、市災害対策支部が福寿コミュニティセンターに設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 福寿コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と福寿コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 福寿コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、江吉良コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、江吉良コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する江吉良コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている江吉良コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が江吉良コミュニティセンターに

設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 江吉良コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と江吉良コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 江吉良コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、堀津コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、堀津コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する堀津コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている堀津コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が堀津コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 堀津コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と堀津コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 堀津コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、上中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、上中コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する上中コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている上中コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が上中コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 上中コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と上中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 上中コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、下中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、下中コミュニティセンター及びはしまコミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあっては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあっては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する下中コミュニティセンター及びはしまコミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている下中コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げ

るとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。 (2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。 (2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。 (3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。 (4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。 (5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。 (6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。 (7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の

負担とする。ただし、市災害対策支部が下中コミュニティセンターに設置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 下中コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と下中コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 下中コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、桑原コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、住民等の受入れの対象となる施設は、桑原コミュニティセンターとする。

(対象者)

第3条 住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者)

第5条 乙が管理する桑原コミュニティセンターにおける住民等の受入れの責任者は、羽島市地域防災計画において災害対策支部長として位置づけられている桑原コミュニティセンター館長とする。

(分担事項)

第6条 住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事

務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(2) 住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項 (ただし、羽島市地域防災計画に定める地域派遣職員により対応する場合等は、この限りではない)	(1) 住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

2 住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。

3 甲は、住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。

4 住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、市災害対策支部が桑原コミュニティセンターに設

置されている期間に限るものとし、かつ業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

(有効期間及び更新)

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は3年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

(委任)

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

(適用)

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 桑原コミュニティセンター協議会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と桑原コミュニティセンター協議会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

(1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である館長、副館長及び指導員相当職の者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。

(2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。

2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。

3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

（開館時間外の対応）

第3条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間以外に自主的な住民の避難があった場合、原則としてその受入れに係る業務は甲の分担事項とする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月26日

甲 羽島市長

乙 桑原コミュニティセンター協議会
会長

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、株式会社技研サービス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供（以下「物資の集積」という。）及び住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、物資の集積及び住民等の受入れの対象となる施設は、羽島市民会館とする。

(対象物資及び対象者)

第3条 物資の集積の対象となる物資は、食糧、飲料水、設備、備品その他生活必需品等非常災害発生後の生活に必要なものとし、住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、物資の集積及び住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに物資の集積及び住民等の受入れを開始するものとする。

(責任者の選任)

第5条 乙は、あらかじめ羽島市民会館施設における物資の集積及び住民等の受入れの責任者として、あらかじめ指名する職員を選任し、甲へ通知するものとする。

(分担事項)

第6条 物資の集積及び住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項の責任者の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 物資の集積の対象となった施設における物資の把握及び管理に関すること。
	(2) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(3) 物資の集積及び住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項	(1) 物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関すること。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関すること。
	(4) 物資の集積及び住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等による安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。

- 2 物資の集積及び住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
- 3 甲は、物資の集積及び住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
- 4 物資の集積及び住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、業務時間中に係る必要経費は除くものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成34年3月31日までとする。

（委任）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年3月29日

甲 羽島市長

乙 株式会社 技研サービス
代表取締役

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社技研サービス（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

- (1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員とし、各々が従事した実績時間を対象とする。
 - (2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。
- 2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。
- 3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年3月29日

甲 羽島市長

乙 株式会社技研サービス
代表取締役

非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定

(趣旨)

第1条 羽島市（以下「甲」という。）と、特定非営利活動法人 羽島市体育協会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供（以下「物資の集積」という。）及び住民等の避難場所としての受入れ（以下「住民等の受入れ」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

(対象施設)

第2条 乙が管理する施設のうち、物資の集積及び住民等の受入れの対象となる施設は、柔剣道道場とする。

(対象物資及び対象者)

第3条 物資の集積の対象となる物資は、食糧、飲料水、設備、備品その他生活必需品等非常災害発生後の生活に必要なものとし、住民等の受入れの対象となる者は、非常災害時等において避難した住民等避難者とする。

(対象期間)

第4条 乙が、物資の集積及び住民等の受入れを行う期間は、次の各号に掲げる事由又は事象が発生したときから当該事由又は事象が消滅したときで、かつ、甲が指定するときまでとする。

- (1) 非常災害時等で、甲から要請があったとき
- (2) 災害の発生が予測される場合などで、乙の管理する施設としての開館時間内に自主的な住民の避難があったとき
- (3) 市域において、震度5強以上の地震が発生したとき

2 乙は、前項第1号及び第2号に掲げる場合にあつては直ちに、同項第3号に掲げる場合にあつては速やかに物資の集積及び住民等の受入れを開始するものとする。

(担当者の選任)

第5条 乙は、あらかじめ柔剣道道場施設における物資の集積及び住民等の受入れの担当者として、あらかじめ指名する職員を選任し、甲へ通知するものとする。

(分担事項)

第6条 物資の集積及び住民等の受入れに関して、甲及び乙の分担事項は、次の表に掲げるとおりとする。ただし、分担しない事項についても相互に協力して事務を遂行することとし、当該分担事項は甲の指示に従うものとする。

甲の分担事項	(1) 物資の集積の対象となった施設における物資の把握及び管理に関すること。
	(2) 住民等の受入れにより、避難した住民等のうちり災者及び病人等災害弱者の把握及び世話並びに安全の確保に関すること。
	(3) 物資の集積及び住民等の受入れを実施した施設等が著しく破損し、又は住民等の受入れによる避難を行った住民等が当該施設の収容能力を超えた場合において講ずるべき代わるべき措置に関すること。
乙の分担事項	(1) 物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設等の管理及び保全に関する補助を行うこと。
	(2) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の把握の補助及び甲への連絡に関すること。
	(3) 住民等の受入れにおいては、避難住民等の保護及び事故防止に関する補助を行うこと。
	(4) 物資の集積及び住民等の受入れを実施している期間における甲の設置する災害対策本部の指示に基づく施設等の運営に関すること。
	(5) 住民等の受入れ期間における甲の職員の常駐及び甲の実施する事務に対する協力に関すること。
	(6) 甲の分担する事項の実施体制の支援に関すること。
	(7) 甲が特に必要と認め指示する事項の処理に関すること。

(留意事項)

第7条 甲は、非常災害が発生した場合には、物資の集積及び住民等の受入れを実施する施設内において混乱を避けるため、連絡網の整備等による連絡体制を確保するとともに、伝染病及び二次災害の防止対策等によ

- る安全の確保について、万全を期すよう配慮しなければならない。
- 2 物資の集積及び住民等の受入れが長期に亘る場合等で、乙が管理する施設の業務に著しい支障をきたすと甲が認めたときは、甲は速やかに代わるべき施設の確保に努めなければならない。
 - 3 甲は、物資の集積及び住民等の受入れが終了したときは、速やかに廃棄物の処理等の後始末を行い、原状回復に努めなければならない。
 - 4 物資の集積及び住民等の受入れ実施期間中の必要経費（人件費及び光熱水費）は甲の負担とする。ただし、勤務時間中に係る人件費は除くものとする。

（有効期間及び更新）

第8条 この協定の有効期間は、適用の日から平成32年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1か月前までにいずれかから申し出がないときは、この協定は1年間延長するものとする。その後の期間満了の場合も同様とする。

（委任）

第9条 この協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議のうえ定める。

（適用）

第10条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

この協定の証として、本書2通作成し、甲乙両者の記名押印のうえ各自1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 羽島市長

乙 特定非営利活動法人 羽島市体育協会
会長

覚 書

羽島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 羽島市体育協会（以下「乙」という。）は、乙が管理する施設の非常災害時等における物資の集積場所の提供及び住民等の避難場所としての受入れに関する協定（以下「本協定」という。）について、以下のとおり覚書を締結する。

（開館時間及び業務時間）

第1条 本協定第4条第1項第2号に規定する開館時間及び第7条第4項に規定する業務時間は、乙の職員等の就業規程に定める勤務時間とする。

（必要経費の算定及び支払い）

第2条 本協定第7条第4項に規定する必要経費の算定は、次の各号に規定する算定基準によるものとする。

- (1) 人件費 毎年度公表される「建築保全業務労務単価（国土交通省）」に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。ただし、対象者は乙の職員である者とし、各々が従事した実績時間を対象とする。
 - (2) 光熱水費 当該施設における光熱水費の直近3年間の支払実績額（平均値）に基づき、あらかじめ甲が定める金額とする。
- 2 前項の各号に規定する必要経費については、時間単位で算定するものとし、その時間に1時間に満たない端数が生じた場合は、30分以上のときはこれを切り上げ1時間とし、30分未満のときはこれを切り捨てる。
- 3 前2項に規定する必要経費の支払いについて、対象案件発生後、乙は甲へその内容を報告するものとする。甲は報告を受け次第、前2項の規定に基づき算出した額を、可能な限り速やかに乙へ支払うものとする。

以上の内容について合意した証として、本書面を2通作成し、甲乙記名押印の上、各々1通を所持する。

平成31年4月1日

甲 羽島市長

乙 特定非営利活動法人 羽島市体育協会
会長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 はしま（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム寿光苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 はしま（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホーム美輝苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要配慮者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人はしま（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難施設 福祉避難所として使用する施設をいう。
- (2) 指定避難所 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項の指定避難所をいう。
- (3) 要配慮者 災害時の避難行動に特に配慮を要する者で、避難施設の入居基準に該当し、又は該当すると認められるものをいう。

(避難施設)

第3条 避難施設は、次に掲げるものとする。

施設名称	所在地
特別養護老人ホーム光輝苑	羽島市桑原町東方287番地1

(施設の使用の要請)

第4条 甲は、居宅が居住困難になった要配慮者及び指定避難所では対応が困難な要配慮者のために、前条に掲げる避難施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(手続等)

第5条 甲は、前条の規定により避難施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で連絡のうえ、次に掲げる事項を書面で確認するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 要配慮者の移送は、甲又は要配慮者の家族等で行う。ただし、移送が困難な場合は乙へ依頼をする。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要配慮者の避難施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要配慮者が利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(協議)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協議して決める。

(有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度末の3月31日を初年度の最終日とし、以後は4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、期間満了の1箇月前までに甲乙いずれかから協定の解除又は変更の申し出がないときは、更に1年間延長するものとし、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成27年11月13日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 はしま
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 豊寿会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 障害者施設 あいそら羽島

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 豊寿会
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 伝心会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) 特別養護老人ホームやすらぎ苑

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人伝心会
理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 万灯会（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 障害者支援施設 羽島学園
- (2) 障害者支援施設 双樹園

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成23年4月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成23年 3月30日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 万灯会
理事長

災害時避難行動要支援者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により災害時避難行動要支援者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「乙」という。）及び特定非営利活動法人 岐阜羽島ボランティア協会（以下「丙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要支援者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時の避難行動に何らかの支援を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、居宅が居住困難になった要支援者及び甲が災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第49条の7第1項に基づきあらかじめ指定した指定避難所では対応が困難な要支援者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙及び丙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) はしま福祉サポートセンター
- (2) 健康促進住宅はしま
- (3) かみなり村北館

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙及び丙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要支援者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙及び丙は、甲の依頼により、避難が必要な要支援者の自施設への移送を行うよう努めるものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要支援者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙及び丙が要支援者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボラ

ンティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙及び丙は、要支援者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙、丙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙丙に異議がない場合は、翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成27年6月1日から適用する。

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙丙が協議して決める。

(その他)

第13条 この協定の成立に伴い、甲と丙が平成24年5月31日に締結した「災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書」を解消する。

この協定の成立を証するため、この協定書を3通作成し、甲乙丙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成27年6月1日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 岐阜羽島ボランティア協会

理事長

(丙)

特定非営利活動法人 岐阜羽島ボランティア協会

理事長

災害時に要援護者の福祉避難所として民間社会福祉施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震・風水害等の災害（以下「災害」という。）により要援護者が避難を余儀なくされた場合に、羽島市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人サン・ビジョン（以下「乙」という。）に対し、避難施設として社会福祉施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要援護者」とは、当該施設の入所基準に該当し、または該当すると認められる者で、災害時に何らかの援護を求める者をいう。

(施設の使用の要請)

第3条 甲は居宅が居住困難になった要援護者及びあらかじめ指定する避難所（災害救助法（昭和22年法律第118号）第23条第1項第1号の収容施設をいう。）では対応が困難な要援護者のために、次条に掲げる施設を使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

(避難施設)

第4条 避難する施設は、次に掲げる施設とする。

(1) ジョイフル羽島（羽島市下中町城屋敷318番地5）

(手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設の使用について乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

(1) 要援護者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等

(2) 身元引受人の氏名、連絡先等

(3) 使用する期間

(避難者の移送)

第6条 原則として甲又は避難者の家族等で移送するが、困難な場合は施設へ依頼する場合もある。乙は、甲の依頼により、避難が必要な要援護者の自施設への移送を行うよう努めるものとする

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要援護者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要援護者を適切に介護できるよう看護師、介護員及びボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙は、要援護者が、利用期間内に要した経費の負担については、別途甲と協議するものとする。

(受入れ可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入れ可能人員、介護支援者数、必要物資等についてあらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(適用)

第11条 この協定は、平成31年4月1日から適用する。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、別に甲乙協議して決める。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙当事者の押印のうえ、各自1通を保有する。

平成31年 4月 1日

(甲)

羽島市長

(乙)

社会福祉法人 サン・ビジョン
理 事 長

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省中部地方整備局長（以下「整備局長」という。）と、羽島市長（以下「市長」という。）とは、災害時における各種情報交換に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、整備局長及び市長が必要とする各種情報交換について定め、もって、適切な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の実施）

第2条 整備局長及び市長の情報交換の実施は、次の状況において現地情報連絡員（リエゾン）が派遣されている間とする。

- 一 羽島市内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがあるとき
- 二 羽島市災害対策本部が設置されたとき
- 三 その他整備局長又は市長が必要と認めたとき

（情報交換の内容）

第3条 整備局長及び市長の情報交換の内容は、次のとおりとする。

- 一 一般被害状況に関すること
- 二 公共土木施設（道路、河川、急傾斜地、港湾施設、都市施設等）被害状況に関すること
- 三 その他必要な事項

（現地情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第4条 第2条の各号いずれかに該当し、市長から要請があった場合又は整備局長が必要と判断した場合に、整備局長から市長が設置する災害対策本部等に現地情報連絡員（リエゾン）を派遣し情報交換を行うものとする。なお、整備局長及び市長は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第5条 整備局長及び市長は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第6条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、整備局長及び市長が協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成 23年 3月 22日

国土交通省 中部地方整備局長

羽島市長

災害時における農業用水の使用に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）及び羽島用水土地改良区（以下「乙」という。）は、災害時の応急対策の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、羽島市内において、災害の発生が予測される場合及び災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、乙が所有する用水路及び別紙に記載する揚水機場の井戸（以下「井戸」という。）から農業用水を確保し、生活用水として被災者等に速やかに供給することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定するものをいう。

（協力の要請）

第3条 災害時において、甲は、乙に対して、乙が管理する農業用水の使用について協力を要請することができるものとする。

（要請の手続き）

第4条 前条の規定による要請は、口頭でできるものとする。

（協力の実施）

第5条 乙は、前条の規定により要請を受けたときは、井戸を操作し、井戸の周辺住民に対し、農業用水の開放に努めるものとする。

（給水作業）

第6条 乙は、可能な限り井戸所在地に赴き、給水の準備に努めるものとする。ただし、事情により乙が井戸所在地に赴くことができない場合は、乙が所有する揚水機場の管理を経験し、井戸ポンプ等の操作が可能な者に給水を行わせるものとする。

（優先して開放する井戸）

第7条 井戸のうち、次の揚水機場の井戸を優先的に開放する。

駒塚4 竹鼻町駒塚字二番地280番2 田 26.00 m²（井戸本体）

竹鼻町駒塚字二番地281番 雑種地 33.00 m²（ポンプ小屋）

2 甲は、前項に規定する井戸について、発電機、井戸ポンプその他の給水に必要な設備を備蓄する。

3 甲は、必要に応じて第1項に規定する井戸の水質検査を行う。

（周知）

第8条 甲は、井戸の位置について、一般に公開し周知する。

（費用）

第9条 乙が協力した農業用水の給水にかかる費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲乙協議の上決定するものとする。

（通知）

第10条 乙は、井戸の使用を中止又は廃止した場合、その旨を甲に通知するものとする。

（連絡責任者）

第11条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては事務局長とする。

（協議）

第12条 甲と乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、定期的に協議を行うものとする。

（有効期限及び更新）

第13条 この協定の有効期間は、当初については適用の日から令和8年3月31日までとする。ただし、この期間満了の日の1ヶ月前までに、甲、乙双方から何らかの意思表示がないときはさらに1年間延長するものとし、以降同様とする。

(雑則)

第14条 この協定に定めがない事項及び協定に関し疑義が生じたときは、その都度双方協議の上、定めるものとする。

この協定を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年2月12日

甲 羽島市長

乙 羽島用水土地改良区理事長

特設公衆電話の設置等に関する覚書

羽島市（以下「甲」という。）と西日本電信電話株式会社岐阜支店（以下「乙」という。）は、災害等が発生した際に乙の提供する特設公衆電話の設置、利用及び管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力のもと、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第2条 本覚書に規定する「災害の発生」とは、地震及び風水害等の発生により都道府県が災害救助法を適用する地域において、広域停電が発生していること、又は同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

2 本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を設置し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者又は帰宅困難者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（通信機器の管理）

第3条 甲は、本覚書に基づき、災害発生時に即座に利用が可能な状態となるよう電話機を適切な場所に保管のうえ、管理することとする。

（屋内設備の管理及び破損）

第4条 甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備（電話機、端子盤、配管及び引込柱等）を設置し、乙が設置する屋内配線や引込線等（モジュージャックを含む。以下同じ。）とともに、災害発生時に即座に特定公衆電話の利用が可能な状態となるよう維持に努めることとする。

2 乙が設置した屋内配線が甲の故意又は重過失により破損した場合は、甲は乙に速やかに書面をもって報告することとする。なお、乙に対する修復に係る費用の支払については、甲が負担するものとする。ただし、当該破損が乙の故意又は過失に基づく場合は、乙が負担するものとする。

（特設公衆電話の設置）

第5条 特設公衆電話の設置に係る電気通信回線数については、甲乙協議のうえ、乙が決定することとし、設置場所等の必要な情報については「特設公衆電話設置一覧（羽島市）」（別紙1）を乙が作成し甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を「情報管理責任者（変更）通知書」（別紙

- 2) をもって相互に通知することとする。
- 2 乙は、特設公衆電話の設置に係る電気通信回線を平成31年5月31日迄に設置するように努めることとする。

(特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転、新設)

- 第6条 甲は、特設公衆電話の設置場所の閉鎖、移転等が必要となった場合には、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
- 2 甲は、新たな特定公衆電話の設置場所を設ける場合は、乙に対し報告するものとする。

(定期試験の実施)

- 第7条 甲及び乙は、年に1回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、「特設公衆電話 定期試験仕様書」(別紙3)に定める接続試験(以下「定期試験」という。)を実施することとする。
- 定期試験については、指定避難所開設・運営訓練等での利用により接続確認とすることができる。ただし、国際通話への接続はしないこととする。

(故障発見時の扱い)

- 第8条 甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発生した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

(特設公衆電話の利用の開始)

- 第9条 特設公衆電話の利用の開始については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者、帰宅困難者等の通信確保に努めるものとする。ただし、設置場所の存在する地域において災害が発生し、甲と乙で連絡が取れない場合は、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、後日、甲は乙に対し報告するものとする。

(特設公衆電話の開設)

- 第10条 甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

(特設公衆電話の利用の終了)

- 第11条 特設公衆電話の利用の終了については、甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。
- ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、後日、乙に対し閉鎖の連絡を行うこととする。

(設置場所の公開)

第12条 乙は、災害発生時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所について、甲と合意した場合、乙のホームページ上で公開するものとする。

(目的外利用の禁止)

第13条 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、特設公衆電話を利用してはならない。

2 甲は、第7条に規定する定期試験及び第9条に規定する利用の開始を除き、第三者に特設公衆電話を使用させてはならない。

3 乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

4 甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとし、目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

5 前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲の目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

(協議事項)

第14条 本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第15条 本覚書は、平成30年12月25日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が相手方に対して文書をもって覚書の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

本覚書の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自がその1通を保有する。

平成30年12月25日

甲 羽島市
羽島市長

乙 西日本電信電話株式会社
岐阜支店長

印

印

特設公衆電話設置一覽（羽島市）

No.	施設名（指定避難箇所）	住所（設置場所）	設置 回線数
1	足近小学校	羽島市足近町 7-66-1	3
2	羽島中学校	羽島市足近町 7-455	3
3	小熊小学校	羽島市小熊町 2-361-5	3
4	正木小学校	羽島市正木町坂丸 4-3	3
5	羽島特別支援学校	羽島市正木町大浦 230-1	3
6	竹鼻小学校	羽島市竹鼻町 1295-1	3
7	羽島高等学校	羽島市竹鼻町 200-2	3
8	中央中学校	羽島市竹鼻町飯柄 505	3
9	福寿小学校	羽島市福寿町本郷 1096-1	3
10	中央小学校	羽島市江吉良町 1270	3
11	堀津小学校	羽島市堀津町 617-1	3
12	中島小学校	羽島市上中町沖 2100	3
13	中島中学校	羽島市上中町沖 1593	3
14	桑原学園（旧小学校）	羽島市桑原町八神 3315-1	3
15	桑原学園（旧中学校）	羽島市桑原町八神 3315-1	3
16	防災ステーション	羽島市下中町石田 701	3

情報管理責任者（変更）通知書

年 月 日

様

印

「特設公衆電話の設置等に関する覚書」第 5 条に基づき情報管理責任者（正）及び（副）を下記のとおり通知いたします。

情報管理組織名	情報管理責任者氏名	連絡先電話番号
	（正）	Tel FAX E-mail
	（副）	Tel FAX E-mail

特設公衆電話 定期試験仕様書

試験名	実施手順
I. 西日本電信電話株式会社による回線試験	①西日本電信電話株式会社から特設公衆電話の電気通信回線（モジュージャックまで）の回線試験を実施する。
	②回線に異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社が修理を実施する。
II. 羽島市による通話試験	①各避難所にて、モジュージャックに電話機を接続し、羽島市役所の部署等に電話をかけ、正常に接続できるかの確認を実施する。
	②通話ができない又は雑音が入る等、異常が確認された場合は、西日本電信電話株式会社故障受付部門（113）へ連絡する。

災害時における電力復旧拠点設置の協力に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）および中部電力株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における電力復旧拠点設置の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市内において大震災や台風、大雪などの災害が発生し、電力の復旧対策が必要となった場合に、乙が非常災害時の電力復旧（以下「災害復旧」という。）のための基地として、甲が所有する土地及び建物（以下「本物件」という。）並びに本物件内の事務備品等の諸設備（以下、本物件と併せて「本物件等」という。）を、甲が許可する範囲で、乙に円滑に使用させることを目的とし、これらを遂行するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設）

第2条 本協定で取扱を定める施設は、下表に掲げる施設（以下「対象施設」という。）とする。

物件1	羽島市浄化センター	羽島市下中町市之枝6-191
物件2	羽島市運動公園	羽島市正木町大浦602
物件3	羽島市文化センター	羽島市竹鼻町丸の内6-7
物件4	正木コミュニティセンター	羽島市正木町坂丸4-54-2
物件5	羽島市資源物ストックヤード	羽島市堀津町須賀南2-29

（使用目的）

第3条 乙は、本物件等を災害発生時における復旧応援隊の集合・待機場所、復旧資材の受渡及び宿泊場所など災害復旧全般の用にのみ供するものとする。

（善管注意義務）

第4条 乙は、本物件等を、善良なる管理者の注意をもって使用し、毀損、汚損等させないように最大限留意するものとする。

（使用の申請等）

第5条 乙は、本物件等を使用するときは、事前に甲に対し口頭で申請し、のちに書面を提出するものとする。

2 甲は、前項の申請があったときは、特別の事情がない限り、乙に対し使用許可を与えるものとする。

3 乙は、災害復旧が完了したときは、速やかに甲に連絡し、第17条に定める方法により本物件等を明け渡すものとする。

(使用期間)

第6条 本物件等の使用期間は、乙が前条第2項の使用許可を受けた日から、乙の災害復旧が完了する日までとする。

2 甲は、前項の定めにかかわらず、必要があるときは本物件等の使用中止又は使用範囲の変更を乙に要請することができ、乙はこれに従うものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から平成28年3月31日までとする。ただし、甲又は乙から期間満了2月前までに別段の意思表示がない場合は、協定期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとする。

(使用料)

第8条 甲は、乙に本物件等は無償で使用させるものとする。

(諸費用の負担)

第9条 甲は、本物件等の使用期間中に、乙の業務にかかる水道費、光熱費その他諸経費を負担した場合は、乙にその実費を請求するものとする。

2 乙は、甲が請求する実費を支払うものとする。

(本物件等の変更)

第10条 乙は、本物件等の原状を変更しようとする必要が生じたときは、あらかじめその内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(保全)

第11条 乙は、本物件等の使用に関して、事故、問題等が発生したときは、直ちに甲に通知のうえ、自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

2 乙は、本物件等の使用に関して、第三者から苦情等を受けたときは、自らの責任と負担においてこれを処理するものとする。

3 乙は、本物件等の保全について十分注意し、第三者から本物件等及び本物件等に関する権利が侵害されるおそれがあるときは、速やかに甲に通知するとともに、甲と協力して侵害排除の手続をとるものとする。

(禁止行為)

第12条 乙は、本物件等の使用期間中、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

(1) 本物件等に発火性のある爆発物や土壌汚染の可能性のある毒物等の危険物に該当する物品を搬入または存置すること。ただし、土壌汚染の防止策を行う場合その他甲の許可を受けた場合は除く。

(2) 前号に掲げるもののほか、甲又は第三者に損害を及ぼす一切の事項。

(立入権)

第13条 甲及び甲の指定する者は、本物件等の管理上必要があるときは、本物件に立入り、これを点検し、適宜の措置を講ずることができるものとする。

2 乙は、甲及び甲の指定する者が前項の定めにより本物件に立入る場合は、これに協力しなければならない。

(報告)

第14条 甲は、本物件等の使用状況等について、乙に対し報告を求めることができるものとし、乙は、速やかにこれに応じるものとする。

(損害賠償)

第15条 乙は、本物件等の使用に関し、自らの責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合、自らの責任と負担においてすべて処理するものとする。

(訓練)

第16条 乙は、本物件等を使用した非常災害訓練を、甲の本物件の運営に支障がない限り、無償で実施できるものとする。ただし、事前にその内容を記載した書面を甲に提出し、甲の承諾を得なければならない。

(明渡し)

第17条 乙は、本物件等の使用を終了するときは、乙が本物件内に設置した工作物等の一切を撤去し、本物件等を原状に復して明け渡すものとする。ただし、乙は、甲が残置を承認したものについては、その所有権を放棄することによって原状回復義務を免れることができ、甲は、これを任意に使用、収益及び処分できるものとする。

2 甲は、乙が前項前段に違反した場合、乙が残置物の所有権を放棄したものとみなし、当該残置物を任意に使用、収益、処分できるものとし、乙はこれについて異議を述べることができない。この場合において、その処分に要する費用は乙が負担するものとする。

3 甲は、乙が第1項の明渡しをしなかった又は遅延した場合に、甲が被った損害があるときは、乙にその損害の賠償を請求することができるものとする。

(協議事項)

第18条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項が生じた場合又は本協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合は、民法その他の法令及び一般慣習に従い、互いに信義誠実の原則をもって協議のうえ、解決するものとする。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、甲・乙各自署名のうえ各1通を保有する。

平成28年2月23日

甲 羽 島 市
羽 島 市 長

乙 中部電力株式会社
各務原営業所長

災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と中部電力パワーグリッド株式会社（以下「乙」という。）は、地震、風雪水害その他の災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「災対法」という。）第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲乙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙間における基本的事項を定め、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 本協定は、災対法第64条第2項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（実施区間）

第3条 実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協力依頼）

第4条 乙は、除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

- 2 甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、甲は、乙から除去作業の実施が可能であると連絡があった場合は、事前協議の上、当該作業の実施を書面で依頼することができる。
- 3 前項ただし書において、緊急を要するときは、乙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。
- 4 災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙は甲の区間の指定および協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区間の指定および協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行い、甲は、同条第2項に基づき依頼手続きを行うものとする。

（連携作業）

第5条 甲および乙は、障害物等及び電力設備等がともに除去作業の支障となる場合には、連携して除去作業を実施するものとする。

- 2 甲は、乙の現場着手等が遅れ、啓開すべき道路の通行に支障をきたすと判断した際は、乙による安全確認を実施した上で、乙に代わり通行の支障となる電力設備等の除去を実施することができることとする。
- 3 前項の乙による安全確認を実施するため、甲は乙に対し現場の安全について判断できる技術員の派遣を要請することとし、乙は速やかに技術員を派遣し電气的な安全措置等を実施することとする。
- 4 第2項の甲による電力設備等の除去にあたっては、乙の技術員立ち合いのもと実施することとする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）

第6条 乙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

- 2 甲は、災対法第64条第1項の規定に基づき、前項の移動先として、乙による他人の土地の一時使用を可能とする。

(完了報告)

第7条 乙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を書面により甲に報告するものとする。

(費用負担)

第8条 本協定に基づき、除去作業に要した費用は、甲または乙が負担するものとする。

2 前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙が協議して別に定めるものとする。

(損失補償)

第9条 乙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙の責任において処理解決に当たるものとする。

2 除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙の責めに帰するもの以外は、甲乙協議の上、解決に当たるものとする。

(連絡体制の確保)

第10条 甲および乙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

2 甲および乙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

(協定の期間)

第11条 本協定の期間は、協定締結日から令和5年3月31日までとする。

2 甲または乙は、前項の協定期間が満了する1か月前までに文書による協定内容の変更又は本協定解除の申し出がない場合は、引き続き同一内容にて1年間ごとに更新するものとし、以後も同様とする。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項、又は本協定に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議してこれを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和4年3月31日

岐阜県羽島市竹鼻町55番地

甲

羽島市長 松井 聡

岐阜県各務原市那加織田町2丁目89番地

乙

中部電力パワーグリッド株式会社
各務原営業所長 中嶋 恵造

地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定書

国土地理院と羽島市は、それぞれが保有する地理空間情報の活用促進のために、協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、現在及び将来の国民が安心して豊かな生活を営むことができる経済社会の実現のため、地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）の趣旨にのっとり、国土地理院及び羽島市が保有する地理空間情報の相互活用及び情報、技術等の提供に関し、連携及び協力を強化することにより、国民の利便性の向上を図るとともに市政の発展と安全、安心な地域社会づくりに寄与することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 本協定は、地理空間情報の整備及び活用に関する行政事務に対し適用するものとする。

(地理空間情報の提供及び物品の貸与)

第3条 国土地理院及び羽島市は、保有する地理空間情報及び物品について相互に活用するものとし、具体的な提供方法等については、別途定めるものとする。

(災害対応等における協力)

第4条 国土地理院及び羽島市は、災害対応及び防災訓練等において相互に情報の共有を図り、迅速かつ効果的な防災及び減災の推進に向けて協力するものとし、具体的な協力方法等については、別途定めるものとする。

(技術支援)

第5条 国土地理院及び羽島市は、地理空間情報及び物品の相互活用の推進に役立つ技術等の活用について、可能な範囲で相互に支援するものとする。

(窓口の設置)

第6条 国土地理院及び羽島市は、本協定に定める連携及び協力を強化するための担当窓口を設置し、具体的な連携及び協力に関する事項の推進を図るものとする。

(有効期間)

第7条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了の日の30日前までに国土地理院及び羽島市のいずれかが書面をもって本協定の終了の意思表示をしないときは、この有効期間に関わらず、期間満了日の翌日から更に1年間有効とし、その後も同様とする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じたときは、両者が誠意を持って協議解決するものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成24年11月13日

国土交通省国土地理院長

羽島市長

災害時における避難施設の情報提供に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バカン（以下「乙」という。）は、災害時における避難施設の情報提供等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、災害が発生した際に、甲が市民に対して必要な情報を提供する手段を充実させるため、甲と乙が互いに協力することを目的とする。

（本協定の実施内容）

第2条 前条の目的を達成するため、本協定で実施する協力内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲は、避難所等の災害に係る情報を乙に提供すること。
- (2) 乙は、提供された情報を自社サービス上に掲載する等、市民に対し周知すること。

（費用の負担）

第3条 前条に基づく甲乙それぞれの協力内容については、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、その一切の経費は、各自が負担するものとする。

（2次利用）

第4条 乙は、本協定で得た情報を、第1条の目的以外で第三者に提供する場合は、あらかじめ甲に報告しなければならない。

（本協定の有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の日の2か月前までに、甲又は乙から何ら意思表示がないときは、協定期間は更に1年延長するものとし、その後もこの例による。

（疑義等の決定）

第6条 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和3年3月8日

甲
羽島市長

乙
株式会社バカン
代表取締役

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ホスピタルイン企画開発（以下「乙」という。）とは、災害時の避難所における妊産婦、乳幼児、高齢者その他避難所における集団生活が難しく、適切でないと思われられる者（以下「宿泊施設利用対象者」という。）の避難場所を確保するため、乙が営む宿泊施設を活用することについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、宿泊施設利用対象者の避難場所として、乙が運営する次のホテル（以下「本件ホテル」という。）の客室を利用することに関し必要な事項を定めるものとする。

宿泊施設名 東横INN 岐阜羽島駅新幹線南口
所 在 岐阜県羽島市舟橋町2丁目27番地

（宿泊施設利用対象者の範囲）

第2条 宿泊施設利用対象者の範囲は、次のとおりとする。ただし、専門的な介護等が必要な単身のもの除くものとする。

- (1) 妊産婦及びその付添人
- (2) 乳幼児及びその付添人
- (3) 高齢者及びその付添人
- (4) 基礎疾患を持つもの、特定疾患医療受給者等で新型コロナウイルスに罹患した場合に重症化が懸念されるもの及びその付添人
- (5) その他甲が本件ホテルでの宿泊を相当と認めた者

（客室等確保の要請）

第3条 甲は、災害時において、本件ホテルを宿泊施設利用対象者に利用させる必要が発生した場合、乙に対して、本件ホテルの利用を利用要請書（別記様式1）により要請（以下「利用要請」という。）することができる。

- 2 甲は、前項に基づき利用要請を行うときは、宿泊人数、客室数、利用期間、付添人の有無その他の必要事項を、ファクシミリ又は電子メールにより連絡することによって行うものとする。ただし、緊急を要する場合には、電話その他適宜の方法をもって利用要請を行うことができるものとし、その後速やかにファクシミリ又は電子メールにより連絡するものとする。
- 3 利用要請後に宿泊施設利用対象者の宿泊が不要となった場合、甲は、直ちに乙に対し、その旨を連絡するものとする。
- 4 利用要請その他の手続に関する詳細並びに甲及び乙の連絡責任者及び連絡先については、甲乙別途協議して定めるものとする。

(客室の確保)

第4条 乙は、甲から利用要請を受けたときは、速やかに、宿泊施設利用対象者の受入れが可能であるか否かを利用可能客室報告書（別記様式2）により回答するものとする。

2 乙が確保すべき客室は喫煙室又は禁煙室の別を問わないものとし、客室のタイプについては、シングル、ダブル、ツインの順に確保するものとする。ただし、付添人と同宿することが必要な者については、ツインの部屋を確保するよう努めるものとする。

3 甲は、利用要請にかかる客室数が不要となったときは、直ちに、乙にその旨を連絡するものとする。

(キャンセル料)

第5条 甲からの利用要請に基づき、乙が必要な人数分の客室を確保したにもかかわらず、甲から乙に宿泊しないこととなった旨の連絡がないまま不泊となった場合、甲は、乙所定の宿泊約款に基づき、キャンセル料を支払うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、特段の事情があるときは、甲乙協議の上キャンセル料を決定するものとする。

(客室の利用期間)

第6条 宿泊施設利用対象者が客室を利用することのできる期間は、第3条第2項に基づき甲が乙に連絡した期間とする。ただし、災害の規模、被害の復旧状況等により、宿泊施設利用対象者が当該期間を超えて本件ホテルの利用を必要とするときは、甲は、乙に利用期間の延長を要請できるものとする。

(宿泊手続)

第7条 甲は、宿泊施設利用対象者が本件ホテルに宿泊する場合、宿泊者にチェックイン及びチェックアウトの手続を行わせるよう努めるものとする。

(利用料金)

第8条 本協定に基づき乙が宿泊施設利用対象者に提供する客室の一室当たりの利用料金（以下「利用料金」という。）は、本件ホテルにおいて各日毎に客室のタイプ毎に設定され、乙のホームページに掲載されたスタンダードプランに定められた金額によるものとし、甲が負担するものとする。ただし、電話料金、コピー代その他宿泊施設利用対象者の個人的要望により生じた料金は、当該利用対象者が負担するものとする。

2 電気、ガス、水道等のライフライン及びホテル設備の復旧状況等により、乙が一般利用客に対し、利用料金の割引対応を行う場合には、乙は、当該割引対応を行う日における宿泊施設利用対象者の利用料金についても、一般利用客と同様の割引対応を行うものとする。

3 利用料金は、16時から翌日10時までの間の利用を1泊として計算するものとする。ただし、連続して宿泊（以下「連泊」という。）する場合は、16時から翌日16時までを1泊として計算するものとする。

(利用代金の支払い)

第9条 乙は、利用代金を毎月末日締めにて、翌月10日までに甲に請求書を提出する。

- 2 甲は、前項に基づく請求書を受領したときは、その内容を精査の上、請求書を受領した日の属する月の末日限り、乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払う。
- 3 前項の場合において、振込に係る手数料は甲が負担することとする。

(客室清掃及びリネン類の交換)

第10条 甲は、乙による客室清掃及びリネン類の交換が、本件ホテルの被災状況によっては、次に掲げる取扱いによって行われることを承諾するとともに、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

- (1) 本協定の趣旨が災害時における宿泊施設の確保にあることに鑑み、確保済みの客室を連泊にて宿泊施設利用対象者に使用させている期間中、乙は、原則として当該客室の清掃及びリネン類の交換を行わないものとし、連泊中に客室にて発生したゴミは、各客室を使用中の宿泊施設利用対象者がゴミ袋などに廃棄のごみを入れ客室前に置き、乙の従業員がこれを回収して処分するものとする。ただし、乙は、当該客室の使用状況を勘案し、清掃又はリネン類の交換が必要であると判断したときは、当該客室の清掃又はリネン類の交換を行うことができること。
- (2) 前号の規定にかかわらず、宿泊施設利用対象者が交代する場合には、乙は、交代後の宿泊施設利用対象者に対し、交換用のリネン類を手渡すこと。
- (3) 交換用のリネン類については、災害時におけるリネン工場の稼働状況及び燃料の流通状況等により、提供することができない場合があること並びに通常時に提供するリネン類の種類及び数とは異なる場合があること。

(朝食の提供)

第11条 乙は、宿泊施設利用対象者に対し、1日1名につき朝食1食を無料で提供する。ただし、災害時の食糧、燃料等の流通状況及び電気、水道、ガス等のライフラインの復旧状況により、朝食を提供することができない場合があること並びに朝食のメニューの数及び1名あたりに提供することができる食事の量を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(入浴の制限)

第12条 乙は、災害時の燃料の流通状況及びライフラインの復旧状況等により、客室内のユニットバスの利用を制限することができるものとし、甲は、宿泊施設利用対象者にこの取扱いを周知するよう努めるものとする。

(サービスの低下と宿泊代金)

第13条 甲は、第8条第2項に定める場合を除き、前3条に規定するサービスの低下が生じたことを理由として、利用代金の減額を求めることはできないものとする。

(実績報告)

第14条 乙は、宿泊施設の提供が終了したときは、甲に対し、業務実施報告書(別記様式3)により実績報告を行うものとする。

(救護措置)

第15条 宿泊施設利用対象者の容態に異変が生じた場合、乙は、直ちになし得る必要な救護措置を行い、救急車の手配とともに甲にその旨を連絡するものとする。

2 甲は、乙から前項に基づく連絡を受けたときは、当該宿泊施設利用対象者の宿泊を継続するか否か等の必要な判断をし、その結果を乙に連絡するものとする。

(遵守事項)

第16条 甲は、宿泊施設利用対象者に対し、本件ホテルを利用することについて、乙の定める宿泊約款を遵守させるよう努めるものとする。

(確認事項)

第17条 甲は、乙が本協定の趣旨に基づき災害時に利用要請による客室の優先確保に努めるものであるが、国又は医療機関その他の公益的観点から緊急かつ高度に必要性が高いと認められる機関等から宿泊施設の提供を求められた場合、乙においてこれらの要請を優先する必要があることを、予め了承するものとする。

(損害賠償請求)

第18条 本協定に基づき本件ホテルに宿泊した宿泊施設利用対象者の責に帰すべき理由により本件ホテルの設備及び備品等を滅失し、又は毀損した場合、乙は、その損害賠償請求については、当該宿泊施設利用対象者に対して行うものとする。

(有効期間)

第19条 本協定の有効期間は、本協定書締結の日から令和4年3月31日までとする。ただし、期間満了の3月前までに甲乙いずれからも書面による特段の意思表示のないときは、本協定は1年間同一条件をもって自動的に更新されるものとし、以後同様とする。

(中途解約)

第20条 甲及び乙は、本協定の有効期間中であっても、1月前までに書面で予告して、本協定を中途解約することができる。

(反社会的勢力の排除)

第21条 乙は、自らにおいて暴力団、暴力団関係者その他反社会的勢力との間において取引がないこと及び自らの役員、従業員又は関係会社の中に、これら

の反社会的勢力に属する者が存在しないことを表明し、保証する。

2 甲は、乙が前項に基づく表明、保証に違反していることが判明したときは、乙に対する何らの通知催告を要せず、本協定を解除することができる。

(本協定に定めのない事項)

第22条 本協定書に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

以上の協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙押印の上各1通を保有する。

令和3年4月1日

(甲)

羽島市長

(乙)

株式会社ホスピタルイン企画開発

代表取締役

別記様式 1 (第 3 条関係)

要請日 年 月 日

東横 I N N
岐阜羽島駅新幹線南口
支配人 様

羽島市長

利 用 要 請 書

災害時における宿泊施設等の提供に係る協定書第 3 条の規定により、別紙 1 のとおり要請します。

羽島市役所 健福祉部福祉課
TEL

FAX

別記様式 2（第 4 条関係）

年 月 日

羽島市長 様

東横 I N N
岐阜羽島駅新幹線南口
支配人

利用可能客室報告書

年 月 日付けで要請のあった宿泊施設等の提供について、災害時における宿泊施設等の提供に関する協定第 4 条第 1 項に基づき別紙 2 のとおり報告します。

別紙 2

客室種類	受入可能人数	受入可能部屋数	受入可能期間
シングル	人	室	
ダブル	人	室	
ツイン	人	室	
バリアフリー ツイン	人	室	

別記様式3（第14条関係）

年 月 日

羽島市長 様

東横INN
岐阜羽島駅新幹線南口
支配人

業務実施報告書

利用要請のあった業務の実施について、「災害時等における宿泊施設の利用等に関する協定書」第14条の規定により、別紙3および次のとおり報告します。

利用要請日	年 月 日付け
要請担当者	職名 (部 課) 氏名 連絡先電話番号
履行内容	
履行の場所	
履行の期日 又は期間	期日 年 月 日 期間 年 月 日 ~ 年 月 日
備考	

(注) 履行内容欄には、受入人数及び役務の内容等を記載すること。

別紙3

受入実績一覧

宿泊施設名	
担当者名	
連絡先	

No.	氏名	性別	年齢	住所	宿泊期間	泊数 A	1泊あたりの 金額B	利用金額合計 C(A×B)	対象者要件	特記事項
例	〇〇 〇〇	男	75	羽島市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	高齢者	
	〇〇 〇〇	男	80	羽島市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	基礎疾患あり	
	〇〇 〇〇	女	70	羽島市〇〇〇〇	9/20～9/22	3	7,000	21,000	上記の家族	
	〇〇 〇〇	女	28	羽島市〇〇〇〇	9/20～9/21	2	7,000	14,000	障がい者	
							計	77,000		
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
							利用額計			

大規模災害時における羽島市及び他自治体間の 応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社日本旅行（以下「乙」という。）は、次のとおり、大規模災害時における本市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が宿泊施設及び移動手段を迅速かつ円滑に確保できるようにすることを目的とする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害時において、災害救助及び災害復旧業務等を遂行するため必要があるときは、乙に対し、第4条に定める協力を要請する。

2 前項の規定による要請は、協力要請書（様式第1号）により行う。ただし、協力要請書で要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに協力要請書を送付するものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙の業務に支障のない範囲において、甲に対し、可能な限り速やかに依頼を受けた業務の協力を行うものとする。

2 乙は、前項の業務を完了した場合は、速やかに、実施報告書（様式第2号）により、その業務内容を甲に報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害救助及び災害復旧業務等に従事する、他自治体からの応援職員の宿泊施設の予約
- (2) 災害救助及び災害復旧業務等に従事するため、被災自治体へ派遣される甲の職員の宿泊施設及び移動手段の予約
- (3) その他、甲と乙が協議し、必要と認める事項

（宿泊施設等に関する情報提供）

第5条 乙は甲の要請に基づき確保する宿泊施設等に関して、宿泊可能人員、食事・入浴提供の可否、駐車場の有無などの情報を甲に対して提供するものとする。

（協定の実施範囲）

第6条 第4条第1項第1号に定める宿泊施設の確保の範囲は、原則として岐阜県内及びその近郊とする。

2 第4条第1項第2号に定める宿泊施設の確保の範囲は、原則として被災自治体内及びその近郊とする。

(個人情報取り扱い)

第7条 乙は、本協定の履行を通じて知りうるすべての個人情報について、適切な管理を行うものとする。

(経費負担)

第8条 乙が第4条第1項第1号に定める業務を実施するのに要する経費は、宿泊施設を利用した者が負担するものとする。

2 乙が第4条第1項第2号及び第3号に定める業務を実施するのに要する経費は、甲が負担するものとする。

3 前項の費用は、災害救助法等の定めのあるものを除くほかは、災害時の施設確保にかかる合理的な範囲内で、甲乙間で協議の上、決定するものとする。

(体制の整備)

第9条 甲及び乙は、災害時の宿泊施設等の確保に支障をきたさないよう、連絡体制等の整備について、常に点検、改善に努めるものとする。

(有効期間)

第10条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、協定期間が満了する1ヶ月前までに、甲乙いずれからも解除又は変更の申し出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

(協議)

第11条 本協定に定めのない事項及び本協定の各条項の解釈について、疑義が生じた場合は、甲乙間で誠意をもって協議の上、決定する。

以上、本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、各通に甲乙が記名、押印の上、各自1通を保有する。

令和7年11月20日

甲 岐阜県羽島市竹鼻町55
羽島市
羽島市長

乙 東京都中央区日本橋1-19-1
日本橋ダイヤビルディング 12階
株式会社日本旅行
代表取締役社長

_____様

羽島市長

担当：（所属・氏名）_____
連絡先：_____

協力要請書

「大規模災害時における羽島市及び他自治体間の応援職員にかかる宿泊施設等の確保に関する協定」第2条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1. 他都市からの応援職員が宿泊する施設の確保

項目	内容	備考
受け入れを要請する人数	_____人	
要請期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（終期は現時点での見込み）	
その他特記事項		

2. 被災自治体へ派遣される甲の職員が宿泊する施設の確保

項目	内容	備考
受け入れを 要請する人数	_____人	
要請期間	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで（終期は現時点での見込み）	
その他 特記事項		

3. 被災自治体へ派遣される甲の職員の移動手段の確保

項目	内容	備考
移動手段の確保 を要請する人数	_____人	
移動区間	〇〇〇〇から、〇〇〇〇まで	
移動日	令和 年 月 日	
その他 特記事項		

4. その他

実施報告書

令和〇〇年〇月〇日付け〇〇〇号に基づき、下記のとおり実施したことを報告します。

令和 年 月 日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
〇 〇 〇 〇 印

担 当：（所属・氏名）_____

連絡先：_____

記

1. 他都市からの応援職員が宿泊する施設の確保
別紙のとおり
2. 被災自治体へ派遣される甲の職員が宿泊する施設の確保
別紙のとおり
3. 被災自治体へ派遣される甲の職員の移動手段の確保
別紙のとおり
4. その他

大規模災害時における羽島市及び他自治体間の応援職員にかかる
 宿泊施設等の確保に関する協定に基づく受入可能施設一覧

(令和〇年〇月〇日現在)

No	施設名称	施設住所	客室数	受入可能 人数	受入可能 期間	食事提供 の可否	入浴提供の 可否	駐車場の 有無	担当者	連絡先 (電話番号)
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
(記入例)										
1	〇〇ホテル	〇市〇町 1-1	シングル10室 ツイン2室	シングル:最大2室 ツイン:最大2室	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで (延長可)	可 (3食提供可)	可 (客室内浴室のみ)	有 (10台)	〇〇	***-****
2	□□旅館	□市□町 2-2	和室10室	和室:最大4名	令和〇年〇月〇日から 令和〇年〇月〇日まで (延長不可)	可 (朝・夕食は提供可)	不可 (ボイラー故障のため)	無 (被災により使用不可)	□□	***-****

大規模災害時における羽島市及び他自治体間の応援職員にかかる
 宿泊施設等の確保に関する協定に基づく移動手段の確保

(令和〇年〇月〇日現在)

No	移動日	交通機関	移動区間	移動人数	備考
1					
2					
3					
4					
5					
(記入例)					
1	令和〇年〇月〇日	JR	〇〇駅～〇〇駅	〇人	特急〇〇利用
2	令和□年□月□日～ 令和□年□月□日	マイクロバス	□□ホテル～□□市役所	□人	運転手付き 1日2回朝夕に対象区間を送迎
3	令和△年△月△日～ 令和△年△月△日	レンタカー	△△市内	△人	車種：△△△

災害ボランティアセンターの設置、運営等に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と社会福祉法人羽島市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、災害時における、災害ボランティアセンター（以下「センター」という。）の設置、運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、羽島市地域防災計画に基づき、羽島市内に災害が発生した場合における乙が設置及び運営するセンターに関し、必要な事項を定めるものとする。

（センターの設置等）

第2条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、センターを設置するものとする。

- (1) 甲が乙にセンターの設置を要請したとき。
- (2) 乙がセンターの設置の必要があると判断したとき。この場合において、乙は速やかに甲に対してその旨報告するものとする。

2 センターの閉鎖は、災害の復旧状況を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（センターの設置場所）

第3条 センターの設置場所は、甲が確保するものとする。

2 甲は、著しい被害を受けた地域にセンター機能を分担するセンター（サテライト）の設置が必要と認めるときは、乙と協議の上、その設置場所を確保するものとする。

（センターの業務）

第4条 センターが行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 被災情報の把握に関すること。
- (2) 被災者ニーズの把握に関すること。
- (3) 災害ボランティアの受入れ及び活動の調整に関すること。
- (4) 災害ボランティア活動の情報収集及び提供に関すること。
- (5) その他災害ボランティア活動を支援するために必要な業務

（センターの運営）

第5条 センターの運営は乙が行うものとする。

2 乙は、センターの運営に必要な人員の確保に努めるものとする。ただし、乙がセンター運営に必要な人員確保ができないと判断した場合は、甲に対して必要な人員の派遣を要請することができる。

3 甲は、前項の要請を受けた場合には、可能な範囲で必要な人員を派遣するものとする。

（資機材の確保）

第6条 甲及び乙は、災害時におけるセンター運営又は災害ボランティア活動に必要な資機材等を相互に協力して確保するものとする。

（費用の負担）

第7条 センターの運営に関する必要な費用は、原則甲が負担するものとする。ただし、災害ボランティア活動に係る支援募金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。

2 乙は、センターの運営に関して要した費用の内訳について、甲の要求に応じ説明するものとする。

3 第1項に規定する費用の支払い方法は、甲乙協議の上、決定する。

(連携及び協力)

第8条 甲及び乙は、相互に連携及び協力しながら、センターにおいて必要な業務を実施するものとする。

(損害補償)

第9条 災害ボランティアが活動中に被った損害の補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

2 前項のボランティア活動保険の加入にかかる経費については、災害ボランティア各個人が負担するものとする。

(報告)

第10条 甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

(平常時の活動・協力)

第11条 乙は、平常時より災害時に備えたセンター機能を整備するものとし、甲は、乙に対し必要な範囲において整備に関する支援を行うものとする。

2 甲及び乙は、平常時から相互に協議、連携し、ボランティア団体、地域住民及び防災関係機関・団体との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

(個人情報の取扱)

第12条 乙が行う本協定に基づくセンターの運営に関して発生する個人情報の取扱いについては、乙の個人情報の保護に関する規程に基づき、適切に管理しなければならない。

(有効期間)

第13条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を所有するものとする。

令和3年12月3日

甲 羽島市長

乙 社会福祉法人 羽島市社会福祉協議会

会長

災害廃棄物等の処理に関する基本協定書

羽島市（以下「甲」という。）と大栄環境株式会社（以下「乙」という。）は、地震等災害（地震、風水害、その他特殊な災害をいう）及び不測の事態において、甲および甲の関連する処理施設において処理が困難となった災害廃棄物等の処理を円滑に実施するための相互支援について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定書は、羽島市内において不測の事態が発生した場合における災害廃棄物等の処理に関し、甲が乙に協力を要請するに当たって必要な事項を定めるとともに、不測の事態に備えて日ごろから甲乙間で情報共有を図っていくことを目的とする。

（定義）

第2条 本協定書において「災害廃棄物等」とは、地震等災害の発生により生じた廃棄物、並びに甲および甲の関連する一般廃棄物処理施設等が地震等災害または不測の事態により停止した場合に処理が困難となった廃棄物をいう。

（協力要請）

第3条 甲は、次の各号の事業（以下「災害廃棄物等の処理支援」という。）について、乙に協力を要請できるものとする。

- （1） 災害廃棄物等の撤去、積込作業
- （2） 災害廃棄物等の収集運搬
- （3） 災害廃棄物等の処分
- （4） 災害廃棄物処理計画等の策定および策定支援
- （5） 前各号に伴う必要な事業

（災害廃棄物等の処理の実施）

第4条 乙は、甲からの要請があったとき、必要な人員、車両、重機、資材等を調達し、甲が実施する災害廃棄物等の処理に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物等の処理に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- （1） 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- （2） 再利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(連絡協議会)

第5条 甲乙は、本協定の内容確認並びに情報交換を目的として、毎年度1回以上の連絡協議会を開催し、次の各号について協議し、情報共有を図るものとする。

- (1) 想定される災害および不測の事態について
- (2) 協力要請の手続き、手順について
- (3) 想定される災害廃棄物等の具体的な内容(種類)及び数量について
- (4) 災害廃棄物等の撤去、積込作業について
- (5) 災害廃棄物等の収集運搬について
- (6) 災害廃棄物等の処分について
- (7) その他必要な事項

(個別契約書の締結)

第6条 本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき、乙が実施した災害廃棄物等の処理支援に要した費用については、甲と乙で協議の上決定するものとする。

(他被災市町村(都道府県)への応援)

第8条 甲が、被災した他の市町村(都道府県)に対して災害廃棄物等の処理支援についての応援を行うために、乙に協力要請を行った場合においても、乙は、本協定書に準じて、可能な限り協力するものとする。

(甲の解除権)

第9条 乙が甲の協力要請を正当な理由が無く協力しなかった場合又は甲の規定する要件を満たせなくなった場合は、本協定書を解除できるものとする。

(暴力団等排除に係る解除)

第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本協定書を解除することができる。

- (1) 乙の役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあつてはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)に次に掲げる者がいると認められるとき。
 - ア 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
 - イ 暴力団関係者(暴力団員ではないが暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいう。以下同じ。)

- (2) 乙の経営又は運営に暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）が実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 乙の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいう。以下同じ。）を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 乙の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - (5) 乙の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (6) 乙の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められたとき。
 - (7) 乙が、暴力団又は暴力団員等から、妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、警察への被害届の提出を故意又は過失により怠ったと認められるとき。
- 2 甲は、前項の規定により本協定書を解除したときは、これによって生じた甲の損害の賠償を乙に請求することができる。
 - 3 甲は、第1項の規定により本協定書を解除したことにより、乙に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

（有効期間）

第11条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。

ただし、期間満了の1ヶ月前までに、甲、乙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、さらに1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

（規定のない事項の取扱い）

第12条 本協定書に定めのない事項及び各項に協議が生じた場合は、必要に応じ、甲乙協議の上解決するものとする。

この協定の締結を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年9月20日

甲
羽島市長

乙
大栄環境株式会社
代表取締役

災害時における災害復旧用オープンスペースに関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と東邦ガス株式会社（以下「乙」という。）は、南海トラフ地震等により大規模な災害が羽島市内で発生した場合、甲の所有する用地を、乙の災害復旧活動場所や資機材置場の用地（以下「災害復旧用オープンスペース」という。）として一時的に使用することについて、次のとおり協定を締結する。

（災害復旧用オープンスペースとして使用する用地）

第1条 災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の候補地は、次のとおりとする。

No	名 称	所 在 地	備 考
1	羽島市浄化センター	羽島市下中町市之枝 6 丁目 191 番地	
2	羽島市運動公園	羽島市正木町大浦 602 番地	救助活動拠点として使用しない場合に限る。

（災害復旧用オープンスペースの使用要請等）

第2条 乙は、災害復旧のため災害復旧用オープンスペースが必要なときは、前条に掲げる候補地から甲乙協議のうえ1箇所を選定し、甲に対し期間、内容等を明らかにして、使用を要請する。

2 甲は、前項の使用要請があったときは、これに協力する。ただし、市の災害復旧活動又は他の公共的機関の災害復旧活動で当該用地が必要とされるなど、特別の事情がある場合は、甲と乙が他のオープンスペースを含め、使用範囲等について協議を行うものとする。

（要請等の手続）

第3条 乙は、甲に前条の使用要請を行うときは、事前に口頭、電話、ファックス等をもって要請し、のちに書面を提出するものとする。

2 甲の使用承認の後、災害復旧用オープンスペースとして甲の所有する用地の使用を開始する。

（原状復旧等）

第4条 乙は、甲の施設に損傷を与えたときは、乙の責任で原状復旧を行うものとする。

（用地の使用方法）

第5条 乙は、原則として災害復旧用オープンスペース内の建物を使用せず、その他の場所に事務所、宿泊所、資機材置場、仮設トイレ等を設置するなどして使用する。ただし、建物を使用する場合は、甲乙協議して使用内容を定めるものとする。

2 電気、水道、電話等を設置する場合は、乙の責任において設置するものとする。

3 災害復旧用オープンスペース内の施設の鍵の管理は、乙が施設を使用する間は乙が行い、終了後は速やかに甲に返還するものとする。

4 施設使用後は、乙の責任で原状復旧を行うものとする。

(使用料)

第6条 甲は、乙が災害復旧用オープンスペースとして使用する用地の使用料を無償とする。

(協定の有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議)

第8条 甲と乙は、この協定を円滑に施行するため、災害時における連絡先及び連絡方法など必要な事項をあらかじめ協議し、別に定めておくものとする。

2 この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

2022年11月 1日

甲

羽島市長

乙

東邦ガス株式会社

取締役社長

災害時における物資拠点の運営及び緊急輸送等に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、羽島市内において、地震、風水害、大火災等の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における支援物資の受入、仕分け、保管、管理、出庫等（以下「物資拠点の運営」という。）及び避難所等への配送（以下「緊急輸送」という。）等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して要請する物資拠点の運営及び緊急輸送等の支援協力に関し、その手続き等について定め、災害応急対策、災害復旧対策及び受援計画が円滑に実施されることを目的とする。

（協力要請）

第2条 甲は、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 乙又は乙の関係団体が管理する施設における物資拠点の運営及び緊急輸送
- (2) 甲が管理する物資拠点の運営及び緊急輸送
- (3) 荷役作業に必要な人員及び機材の提供
- (4) 緊急輸送に関する計画の策定
- (5) 配送時における被災者の物資ニーズの収集
- (6) 羽島市災害対策本部等への物流の専門家（作業の指揮者及び技能者等）の派遣
- (7) 前各号に掲げるもののほか、甲乙双方がこの協定による支援協力として行うことを相当と認めたもの

（要請手続）

第3条 前条の規定による甲の要請（以下「要請」という。）は、必要事項を明示して文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又はその他の方法をもって要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（協力実施）

第4条 乙は、前2条の規定により甲から要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第5条 乙は、要請により実施した協力内容について、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（費用の負担及び請求等）

第6条 甲の要請により乙が実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

- 2 前項に規定する費用は、法令等の定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
- 3 甲は、乙から前項の請求があったときは、その内容を確認し、乙に対し速やかに支払うものとする。

(事故等)

第7条 乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

(損害の負担)

第8条 この協定により生じた損害の負担は、甲乙協議して定めるものとする。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

(補償)

第9条 この協定に基づいて業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰する理由による場合は、この限りでない。

(機密の保持及び情報提供)

第10条 甲及び乙は、この協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。また、甲及び乙は、それぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

(連絡責任者)

第11条 甲及び乙は、この協定に係る担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は、互いに通知するものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

(適用)

第13条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年11月2日

甲

羽島市長

乙

佐川急便株式会社

執行役員

中京支店支店長

緊急・救援輸送に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と岐阜羽島バス・タクシー株式会社（以下「乙」という。）とは、羽島市内で災害対策基本法（昭和36年法律第232号）第2条第1号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合における輸送車両による緊急・救援輸送に関し、次のとおり協定書を締結する。

（要請）

- 第1条 甲は、次条に掲げる業務を遂行するため必要があるときは、乙に対し協力を要請するものとし、乙は、特別の理由がない限りこの要請に応ずるものとする。
- 2 前項の規定による要請は、緊急・救援輸送要請書（別記第1号様式。以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、要請書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書を送付するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に必要な輸送能力を確保するため、平時より他の輸送事業者（以下、「協力員」という。）を募り、緊急・救援輸送の協力体制を整えるものとする。
- 4 乙は、前項の規定による協力を募るときは、協力員に本協定書の内容について説明をするものとする。

（業務内容）

第2条 本協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務は、次のとおりとする。

- (1) 災害時避難行動要支援者等の個別避難計画に基づく事前避難のための輸送業務
- (2) 被災者（滞留者を含む。）の輸送業務
- (3) ボランティアの輸送業務
- (4) 災害応急対策に必要な要員の輸送業務
- (5) その他輸送車両による支援業務

（報告）

- 第3条 乙は、前項の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、緊急・救急輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。
- 2 協力員は、前条の業務を実施したときは、当該業務の終了後速やかに、その業務内容を乙に報告するものとする。
- 3 乙は、前項の報告を受けたときは、速やかに、緊急・救急輸送業務報告書（別記第2号様式）によりその業務内容を甲に報告するものとする。

（費用の負担）

- 第4条 第2条の規定により乙及び協力員が実施した業務に要した費用（運賃及び料金、有料道路通行料等の実費負担額）は、甲が負担する。
- 2 前項の運賃及び料金は、乙及び協力員が道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条の2の規定により届け出た旅客の運賃及び料金を基準とし、甲並びに乙及び協力員が協議して定めるものとする。

（費用の請求及び支払）

- 第5条 乙及び協力員は、業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、内容を確認し、その費用を乙及び協力員に支払うものとする。

(事故等)

第6条 乙及び協力員の供給した輸送車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙及び協力員は、速やかに当該輸送車両を交換してその供給を継続しなければならない。

2 乙は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

3 協力員は、輸送車両の運行に際し、事故が発生したときは、乙に速やかにその状況を報告しなければならない。

4 乙は、前項の報告を受けた場合は、甲に速やかにその状況を報告しなければならない。

(旅客及び第三者に対する責任)

第7条 乙及び協力員は、輸送車両の運行に際し、輸送車両の利用者及び第三者に損害を与えたときは、甲がその賠償の責めを負うものとする。ただし、乙及び協力員の責めに帰する理由により損害を与えた場合は、この限りではない。

(補償)

第8条 甲は、乙及び協力員の従業員がこの協定に基づく業務に従事したことにより負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合には、「災害に伴う応急措置の業務に従事した者に対する損害補償に関する条例」(昭和39年羽島市条例第4号)に定めるところにより、その損害を補償する。

(協力会員名簿の提出)

第9条 乙は、所属する協力員のうち、この協定に基づく業務に協力できるものの名簿を毎年1回甲に提出するものとする。

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲又は乙が各相手方に対し別段の意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日からさらに1年間同一の条件をもって更新するものとし、以降もこれと同様とする。

(雑則)

第11条 この協定の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上定めるものとする。また、この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和6年10月30日

甲

羽島市長

乙

岐阜羽島バス・タクシー株式会社
代表取締役

岐阜羽島バス・タクシー株式会社 御中

羽島市長

緊急・救援輸送要請書

「緊急・救援輸送に関する協定」第1条第2項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

1 災害の状況及び協力を必要とする事由

--

2 輸送内容

輸送人員数	輸送活動期間	輸送区間	市職員数
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	
	(自) 月 日 (至) 月 日	乗車場所 輸送先	

※市職員数は輸送人員数に含む

別記第2号様式（第3条関係）

年 月 日

あて先 羽島市長

事業者名称

代表者氏名

緊急・救援輸送業務報告書

このことについて、「緊急・輸送に関する協定書」第3条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

○輸送実績内容

業務実施日	輸送人員数	輸送区間	輸送回数	従事人数	車両種別及び従事車両数	市職員数
月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	人
月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	人
月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	人
月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	人
月 日	人	乗車場所 輸送先	延 回	人	× 台 × 台	人

※市職員数は輸送人員数に含む

災害時における支援協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社バロー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が所有または管理する駐車場及び施設（以下「施設」という。）を避難場所として使用することについての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙は、災害時において次の各号について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が被災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- (1) 乙の施設を避難場所として避難者に提供すること。
- (2) 乙の施設において、避難者に対し、電源、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 対象となる施設は別表のとおりとする。なお、避難場所の提供期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合は、施設等使用要請書兼承諾書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 施設の使用等を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する、第2条に規定する協力を要した費用については、これを無償で提供するものとする。ただし、その他費用が発生した場合は、その都度協議の上で決定するものとする。

（損害賠償）

第6条 乙の施設へ避難者が避難した際に、避難者の責に帰すべき理由により発生した事故等に対する責任は避難者に帰属する。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和5年1月10日

甲

羽島市役所
羽島市長

乙

株式会社バロー
代表取締役社長

別表

避難場所として施設等を提供可能な施設一覧

令和 年 月 日現在

施設名	所在地	施設の区分
スーパーマーケットパ ロー羽島インター店	羽島市江吉良町2939	店舗 (4,782㎡) 駐車場 (840台)

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社バロー 御中

羽島市長

施設等使用要請書兼承諾書

「災害時における支援協力に関する協定書」第3条に基づき、施設等の使用について、次のとおり要請します。

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
場所	施設名： 住 所：
担当者 (株式会社バロー)	部署名： 職 名： 氏 名： 電話番号：
担当者 (羽島市)	部署名： 職 名： 氏 名： 電話番号：
備考	

上述のとおり、承諾します。

年 月 日

株式会社バロー

災害時における支援協力に関する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ホームセンターバロー（以下「乙」という。）は、次のとおり災害時における支援協力に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害、その他の災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合に、乙が所有または管理する駐車場及び施設（以下「施設」という。）を避難場所として使用することについての必要事項を定めるものとする。

（支援協力の内容）

第2条 乙は、災害時において次の各号について、可能な範囲内で支援を実施するものとする。ただし、乙が被災する等の特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により甲へ連絡するものとする。

- (1) 乙の施設を避難場所として避難者に提供すること。
- (2) 乙の施設において、避難者に対し、電源、水道水、トイレ等を可能な範囲で提供すること。
- (3) 乙の施設において、避難者に対し、テレビ・ラジオ等で知りえた災害概況の状況を可能な範囲で提供すること。
- (4) 対象となる施設は別表のとおりとする。なお、避難場所の提供期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (5) 災害時にボランティアが羽島市内及び近隣への復興支援を行っている場合に限り、乙の施設駐車場の一角を、被災地を往復する被災地支援ボランティアバス等の利用者のための、ボランティア専用駐車場として提供すること。
なお、駐車場の提供期間は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (6) 前5項に定めたボランティアの受付を行うための場所が必要となった場合は、受付場所・広さ・期間などを、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（要請手続き）

第3条 甲は、乙に対し、前条に定める支援協力を受けようとする場合は、施設等使用要請書兼承諾書（様式第1号）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。

（連絡先等確認）

第4条 施設の使用等を円滑に行うため、甲乙の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（費用負担）

第5条 乙が実施する、第2条に規定する協力に要した費用については、これを無償で提供するものとする。ただし、その他費用が発生した場合は、その都度協議の上で決定するものとする。

(損害賠償)

第6条 乙の施設へ避難者が避難した際に、避難者の責に帰すべき理由により発生した事故等に対する責任は避難者に帰属する。ただし、乙の責に帰すべき事由による事故等については、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定は、締結の日から効力を有するものとし、以後、甲、乙いずれかから文書による申出がない限り、継続するものとする。

(協議事項)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に疑義が生じた場合は、誠意を持って甲乙協議の上で決定するものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上各自それぞれ1通を保有する。

令和7年1月20日

甲

羽島市役所
羽島市長

乙

株式会社ホームセンターパロー
代表取締役社長

別表

避難場所として施設等を提供可能な施設一覧

令和 年 月 日現在

施設名	所在地	施設の区分
ホームセンターバロー メガストア羽島インタ ー店	羽島市江吉良町2939	店舗 (6,220㎡) 駐車場 (840台)

※駐車場はホームセンターとスーパーマーケット兼用で計840台である。

様式第1号（第3条関係）

年 月 日

株式会社ホームセンターバロー 御中

羽島市長

施設等使用要請書兼承諾書

「災害時における支援協力に関する協定書」第3条に基づき、施設等の使用について、次のとおり要請します。

使用期間	年 月 日 ~ 年 月 日
場所	施設名： 住 所：
担当者 (株式会社ホームセンターバロー)	部署名： 職 名： 氏 名： 電話番号：
担当者 (羽島市)	部署名： 職 名： 氏 名： 電話番号：
備考	

上述のとおり、承諾します。

年 月 日

株式会社ホームセンターバロー

災害時における支援協力に関する協定の一部を変更する協定

羽島市（以下「甲」という。）と株式会社ホームセンターバロー（以下「乙」という。）は、令和7年1月20日付けで締結した「災害時における支援協力に関する協定」（以下「原協定」という。）の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

（別表の変更）

第1条 原協定の別表中「令和7年1月20日」を「令和7年12月26日」に、「6,220㎡」を「11,009㎡」に改め、表の下に「※店舗の下部に記載されている平米数は、停電時にも稼働できる自立発電型ガスヒートポンプエアコンによる空調範囲及び、発電した電源を供給できる範囲である。」を加え、「※駐車場はホームセンターバローとスーパーマーケット兼用で計840台である。」を「※駐車場の下部に記載されている台数は、ホームセンターとスーパーマーケットで兼用している駐車可能な台数である。」に改める。

（変更の効力発生日）

第2条 この協定は、令和7年12月26日から効力を生ずるものとする。

本協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年12月26日

甲 羽島市竹鼻町55番地
羽島市役所
羽島市長

乙 多治見市大針町661番地の1
株式会社ホームセンターバロー
代表取締役社長

損害調査結果の提供及び利用に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「乙」という。）は、乙の損害調査結果の提供及び利用について、以下の通り協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 甲及び乙は、自然災害により生活基盤に被害を受けた甲の住民（以下「市民」という。羽島市外在住で市内に住家を所有する者を含む。以下同じ。）がその生活を早期に再建することができるようにするため、本協定の規定に基づき、互いに協力するものとする。

（損害調査結果の提供及び利用）

第2条 前条の協力のため、乙は甲に対し、自然災害による市民の被害に関する次の各号に定める事項（以下「本調査結果」という。）を提供する。ただし、提供の方法、時期その他必要な事項については、甲及び乙が別途協議の上、決定するものとする。

- (1) 市民から提供を受けたデータ及び情報
- (2) 乙が行った被害調査に関するデータ及び情報
- (3) その他甲と乙が合意した事項

2 前項の規定にかかわらず、乙は、市民から本調査結果の提供についての依頼及び承諾を得られない場合には、甲に対して本調査結果を提供する義務を負わないものとする。

3 甲は、乙から提供された本調査結果を被災者支援（以下「本目的」という。）にのみ利用できるものとし、乙の事前の同意がない限り、他の目的のために利用しないものとする。

4 甲は乙に対し、乙から甲への本調査結果の提供に関する対価の支払いを要しないものとする。本調査結果の提供及び利用に関して生じた費用は、各自が負担するものとする。

（法令の遵守）

第3条 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他一切の法令（以下「関係法令」という。）を遵守するものとする。

2 甲及び乙は、本調査結果の提供及び利用に関し、関係法令で必要とされる手続きの履践並びに前条第2項の市民の依頼及び承諾の取得のため、相互に協力するものとする。

（被害認定の判断）

第4条 甲は、本調査結果の利用の有無にかかわらず、甲の判断により災害に係る住家の被害認定を行うものとする。

2 甲は、本調査結果の利用に関連して甲又は市民に損害又は損失（以下「損害等」という。）が生じた場合であっても、乙に故意又は重過失がない限り、乙に対して損害等の賠償又は補償を求めないものとする。

(有効期間)

第5条 本協定の有効期間は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

- 2 甲又は乙から相手方に対し、前項に定める有効期間の満了日の1ヶ月前までに本協定を終了させる旨の書面による通知がされない場合、本協定は同条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。
- 3 本協定が理由のいかんを問わず終了した場合であっても、第3条、第4条、第6条及び第7条の規定は、なお効力を有するものとする。

(秘密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の情報（以下「秘密情報」という。）を厳に秘密として保持するものとする。甲及び乙は、法令に基づく場合を除き、秘密情報を第三者へ開示、提供又は公表等（以下「開示等」という。）してはならないものとする。

- 2 甲又は乙が法令に基づいて秘密情報を第三者に開示等した場合、相手方に対し、開示等した内容及び被開示者その他必要な事項を通知するものとする。ただし、法令により相手方に通知することができない事項については、この限りではない。

(協議)

第7条 甲及び乙は、本協定に定めのない事項又は本協定の解釈に関し疑義が生じた場合には、誠意をもって協議を行い、これを解決するものとする。

本協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙それぞれが署名の上、各1通を保有する。

令和7年4月1日

甲 羽島市

羽島市長

乙 三井住友海上火災保険株式会社 岐阜支店

岐阜支店長

災害時等における無人航空機の運用に関する協定書

羽島市(以下「甲」という。)と株式会社大垣自動車学校(以下「乙」という。)とは、災害時等における無人航空機の運用に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、羽島市内において、自然災害や大規模事故等の他、市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じる恐れがある緊急の事態が発生した場合(以下「災害時等」という。)において、無人航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第22項に規定する無人航空機をいう。以下同じ。)による協力の要請に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において情報収集等のため必要があると認める場合は、乙に対し協力を要請することができる。

(協力要請の範囲)

第3条 前条の規定による甲の要請により、乙が協力する活動(以下「協力活動」という。)の範囲は、次に掲げるものとする。

- (1) 災害対応等に必要映像、画像等の情報収集に関するもの
- (2) 災害支援に関するもの
- (3) その他、甲が必要と認めるもの

2 乙に特別の理由があるときは、この協定の違反等の責任を負うことなく、前条に規定する甲の要請に応じないことができる。

(協力要請の方法)

第4条 第2条の規定による甲の要請は、協力要請書(様式第1号)の提出により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等の通信手段により要請し、後日速やかに協力要請書を提出することで、要請に代えることができる。

2 甲は、前項の要請について、重要な変更が生じたときは、その都度乙に連絡するものとし、協力の必要が無くなったときは、速やかに乙に連絡するものとする。

(協力の実施)

第5条 乙は、前条による協力要請を受けたときは、直ちに協力活動に必要な無人航空機及び資機材並びに人員を出勤させ、甲の指示に従い、協力活動を実施するものとする。

(安全の確保等)

第6条 甲は、要請を受けて協力活動する乙の構成員に対し、当該活動の内容に応じた安全の確保等に十分配慮するものとする。

(活動報告)

第7条 乙は、第5条の規定により協力活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した内容を活動報告書(様式第2号)により、甲に報告するものとする。

(映像等の所有権)

第8条 この協定に基づく協力活動による映像、画像等の所有権は、甲に帰属するものとする。

2 乙は、協力活動により撮影した映像を甲の許可なくインターネット、テレビ放送その他の特定の発信者から不特定多数の受け手へ向けての情報伝達手段で公開しないものとする。

(費用の負担)

第9条 協力活動の実施に要する費用の負担については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協力活動の責任負担)

第10条 協力活動の実施において発生した事故の一切の責任は乙が負い、乙の責任において誠実に処理しなければならない。

2 乙は、収集した情報の正確さに最大限配慮するものとする。

3 収集した情報の利用については、甲が判断を行い、乙は責任を負わない。

(平常時の取り組み)

第11条 甲乙は、無人航空機の運用方法について、定期的に確認を行うこととする。

2 乙は、この協定による協力活動が円滑に行われるよう、甲が行う防災訓練や市職員の知識及び技術の習得に協力するものとする。

(個人情報の保護)

第12条 甲乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らしてはならない。なお、甲又は乙の構成員で無くなった後も同様とする。

(有効期間)

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和8年3月31日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、期間満了の1か月前までに甲乙いずれかがこの協定を更新しない旨の意思表示をしないときは、有効期間を更に1年間更新されるものとし、以降この例による。

(協議)

第14条 この協定の各条項について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項は、甲乙協議の上、解決するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和7年7月25日

甲 羽島市
羽島市長

乙 岐阜県大垣市旭町1丁目5番地
株式会社 大垣自動車学校
代表取締役

年 月 日

協力要請書

株式会社 大垣自動車学校 大垣ドローンスクール
代表取締役 様

羽島市長

災害時における応急対策の協力に関する協定書第 4 条の規定により、次のとおり協力を要請します。

要請内容	
場所	
備考	
担当者	所属： 氏名： 電話番号： FAX：

※要請内容の詳細については、担当者より指示します。

年 月 日

協力活動報告書

羽島市長 様

株式会社 大垣自動車学校 大垣ドローンスクール
代表取締役

災害時における無人航空機（ドローン）を活用した協力活動に関する協定書第7条の規定に基づき、次の通り報告します。

実施内容	
活動期間	年 月 日～ 年 月 日
場所	
備考	
担当者	所属： 氏名： 電話番号： FAX：

※活動内容の分かる資料を添付してください。

災害時における入浴支援等に関する協定書

羽島市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人Vネット（以下「乙」という。）は、羽島市内において、地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）の支援について、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 本協定は、災害時の避難所等における入浴・洗濯の支援及び送風機の貸与等（以下「入浴支援等」という。）を円滑に実施するために、必要な事項を定めるものとする。

（支援要請）

第2条 甲は、入浴支援等が必要なときは、乙に対し支援の要請を行うものとする。
2 甲が乙に対し前項の要請を行う場合は、原則として文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは口頭により行い、後日速やかに要請文書を送付するものとする。

（業務内容）

第3条 本協定により、甲が乙に対し要請する入浴支援等の内容は次のとおりとする。
(1) 甲及び乙が保有又は調達可能な入浴設備や洗濯機等の運搬、設置等
(2) 前号により整備した入浴施設や洗濯施設の運営
(3) 入浴設備や洗濯機等の保守等
(4) 乙が保有する送風機等資機材の貸与

（支援の実施等）

第4条 乙は、第2条第1項の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、必要な支援を行うものとする。

（費用負担）

第5条 入浴支援等に要した費用は、原則として甲が負担する。
2 前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前時における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。
3 乙は、前項の規定による決定後に、第1項の費用を甲に請求するものとする。

（支援期間）

第6条 入浴支援等の期間については、甲乙協議の上決定するものとする。

（平時の連携）

第7条 甲及び乙は、この協定による入浴支援等が円滑に行われるよう、平時から必要な連携を行うものとする。
2 乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練・研修会等に協力するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、協定期間満了日の1か月前までに、甲乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有するものとする。

令和7年8月18日

甲 羽島市

羽島市長

乙 岐阜県高山市桐生町二丁目315番地7
特定非営利活動法人Vネット

理事長